

岩手県告示第42号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成22年1月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成21年12月9日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社高田建設
 - イ 主たる営業所の所在地 陸前高田市高田町字館の沖69
 - ウ 代表者の氏名 及川伸太郎
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第143号
 - (3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成21年12月7日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成21年11月9日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社岩興
 - イ 主たる営業所の所在地 釜石市鶴住居町第2地割18番地1
 - ウ 代表者の氏名 岩崎澄男
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第2541号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成21年10月30日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成21年12月28日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社光明園
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市玉山区洪民字駅22番地の1
 - ウ 代表者の氏名 荒屋光生
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第4823号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成21年12月22日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成21年12月3日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社林崎建設
 - イ 主たる営業所の所在地 遠野市上郷町板沢11地割11番地16
 - ウ 代表者の氏名 林崎俊勝
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第4982号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業、内装仕上工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年12月3日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業、内装仕上工事業、造園工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成21年11月9日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社藤井設備

イ 主たる営業所の所在地 釜石市新町9番13号

ウ 代表者の氏名 藤井秀夫

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-19)第7420号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年10月19日付けで土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成21年11月9日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社佐藤建設

イ 主たる営業所の所在地 釜石市甲子町第7地割238番6

ウ 代表者の氏名 佐藤忠秀

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第7593号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年10月19日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成21年12月3日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社サラサホーム宮古

イ 主たる営業所の所在地 宮古市藤原一丁目3番15号

ウ 代表者の氏名 三田地健

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第9323号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年11月10日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 平成21年12月28日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社ナガヤス建設

イ 主たる営業所の所在地 岩手郡滝沢村滝沢字湯舟沢459番地5

ウ 代表者の氏名 長瀬幸弘

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-18)第20171号

(3) 処分の内容 とび・土工工事業及び塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年12月22日付けでとび・土工工事業及び塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

9(1) 処分をした年月日 平成21年12月2日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 有限会社ササキランデック
- イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区字桜屋敷465番地
- ウ 代表者の氏名 佐々木成子
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般一18）第60042号

(3) 処分の内容 大工工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年11月30日付けで大工工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 平成21年12月3日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 株式会社伊藤住宅設備
- イ 主たる営業所の所在地 宮古市板屋四丁目4番7号
- ウ 代表者の氏名 伊藤志津子
- エ 許可番号 岩手県知事許可（特一18）第4676号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年11月17日付けで土木工事業、とび・土工工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

11(1) 処分をした年月日 平成21年12月9日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 株式会社新沼建設
- イ 主たる営業所の所在地 大船渡市日頃市町字上宿15番地2
- ウ 代表者の氏名 新沼正通
- エ 許可番号 岩手県知事許可（特一18）第5289号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年12月8日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、造園工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。